

令和5年瑞穂町農業委員会8月総会

令和5年8月23日、令和5年瑞穂町農業委員会8月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番	榎本雄一	2番	山田明弘	3番	青木一幸	4番	鈴木正実
5番	坂田敬一	6番	中野高雄	7番	古川宗昭	8番	西村一彦
							【欠席】
9番	村山正信	10番	細渕日出夫	11番	吉岡昭夫	12番	上野勝

農地利用最適化推進委員

田中俊明	長谷部冬樹	雨宮尚幸
------	-------	------

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 (事務局長)	長谷部 康行	農政係長 (書記)	田中 悠也
農政係	飯野 都佳紗		

- | | |
|------|------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 諸報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| | 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |

開 会 午後 1時40分

議長 (上野 勝 君) 出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町農業委員会8月総会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員の青木 一幸さんと4番委員の鈴木 正実さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第3、議案第1号番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号1農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について調査内容を報告します。

現地調査は8月18日(金)午前11時より行いました。

調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。営農計画等については、農地中間管理機構へ利用権を設定する案件であるため、今後借受人が決定した際に聴取します。

また、農地中間管理機構である東京都農業会議は、借受人が決定するまでの申請地の管理について、町内の研修生や農家へ耕耘を依頼する予定です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適正に肥培管理すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号1を申請のとおり決することに

賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号番号2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号2 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定に伴う現地調査について調査内容を報告します。

現地調査は8月18日(金)午前10時10分より行いました。

調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。営農計画等については、農地中間管理機構へ利用権を設定する案件であるため、今後借受人が決定した際に聴取します。

また、農地中間管理機構である東京都農業会議は、借受人が決定するまでの申請地の管理について、町内の研修生や農家へ耕耘を依頼する予定です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適正に肥培管理すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号2を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第1号番号3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について説明します。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、所有権の移転を受ける者〇〇、所有権を移転する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適
化推進委員

(田中 俊明 君) 議案第1号、番号3農業経営基盤強化促進法による利用権設定に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。

現地調査は8月18日(金)午前10時30分より行いました。

調査委員は、会長、担当委員、事務局で、所有権の移転を受ける〇〇さん本人より聞き取りを行いました。

〇〇さんの現在の営農状況ですが、シクラメン、パンジー、ランタナ、ミヤコワスレを栽培しています。耕作面積は約1.5ヘクタールです。

農業従事者は本人、妻、パート5名です。農業従事日数は本人が300日、妻が150日、パートがのべ600日です。

所有機械はトラクター1台、ユンボ1台、ローダー1台、消毒器1台、ヒートポンプ7台、ガラスハウス計220坪、ビニールハウス計350坪を所有しています。販路につきましては、庭先販売、市場です。取得農地の営農計画はパンジー等の花きを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は庭先販売、市場です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地を適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第1号番号3を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

(上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第2号番号1農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

(飯野 都佳紗 君) 議案第2号、番号1農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、

農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第2号番号1を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号番号1農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号1農地法第5条の規定による許可申請について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了します。

これより採決に入ります。議案第3号番号1を申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的工場用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由資材置場。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号6、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号7、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由倉庫、工場、事務所、店舗用地。番号8、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和5年瑞穂町農業委員会8月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時10分